

第Ⅳ章 現状・課題

1. 保存管理の現状・課題

(1) 本質的価値を構成する諸要素(第15図)

集落中心域
現在史跡指定地の指定範囲は、環濠で囲まれた集落中心域約9.4ヘクタールのうち約30%にあたる約3.15ヘクタールにとどまっている。このため、まず集落中心域を対象とした保存計画区域を設定し、追加指定を受けて保存を進める必要がある。
①集落中心域居住区
約8ヘクタールの区域のうち史跡指定地は約2.7ヘクタールにとどまっている。指定地内では、方形区画を伴う大型建物、大型方形周溝墓、竪穴住居群等の検出地点は公有化しているが、保存管理方針は未策定である。 未指定地は、農地と多くの宅地があり、指定を受けて保存を進める必要がある。
②環濠
現状では、ごく一部の指定にとどまる。指定を受けて保存を進める必要があるが、農地のほかすでに宅地化が進んだ区域である。 環濠入口通路遺構は、現状では一部しか指定されていないため、指定を受けて保存を進める必要がある。指定地654㎡は公有化済みである。
③崖斜面
現東側崖斜面のうち約3,686㎡は、指定を受け先行取得済みで、この地点では斜面環濠を保存している。しかし、未指定地の崖斜面北部はすでに急傾斜地対策工事が行われ旧の景観が失われており、南端部も斜面環濠が検出されたものの共同住宅建設により遺構は失われている。このため、未指定地で自然の状態の崖斜面は延長がわずかに約70mしか残されておらず、指定を受けて保存を進める必要がある。 なお、崖斜面の大半は土砂災害警戒区域に指定されており、指定地の一部は平成27年度に市が法面保護工事を行った。今後優占する竹林の改善や法面保護工事が必要となる場合も考えられ、史跡の景観や遺構保存に配慮する必要がある。

発掘調査・研究

集落中心域居住区東部等これまで発掘調査が進んでいない地区の調査を実施し、史跡の実態把握の精度を高める必要がある。また、方形区画を伴う大型建物や環濠入口通路遺構等重要遺構については、これまで部分的な調査にとどまるものもあり、全容把握のための発掘調査を行う必要がある。

また、これらの調査成果をまとめた報告書の刊行も必要である。

(2) 本質的価値に関連する諸要素

鴨 神 社

将来にわたり延喜式内社鴨神社としての存続や景観の保存が期待されるが、神社の運営を維持するための現状変更も十分予測され、これに対応するための保存管理方針が未策定である。

(3) 本質的価値を構成する以外の要素

公共施設

鴨神社境内地の南西部は市立加茂幼稚園と消防団格納庫として市が借地しているが、保存管理方針を策定する必要がある。また、道路及び電柱・水道管・下水道管・ガス管等の保存管理方針を策定する必要がある。



環濠入口通路遺構検出地点（公有地）



崖斜面・斜面環濠（公社先行取得地）



集落中心域居住区東部（民有農地）



集落中心域居住区西部（公社先行取得地）

第 15 図 史跡指定地の現状

2. 活用の現状・課題

(1) 本質的価値を構成する諸要素

集落中心域

現在、見学者の依頼により市やボランティアガイドグループによる加茂遺跡内の見学対応を行っている。また、平成 26・27 年度は将来的な活用に向けて史跡内をめぐる「加茂遺跡 弥生のムラ スタンプラリー」を実施している。スタンプラリーでは、環濠入口通路遺構・大型掘立柱建物・大型方形周溝墓等と鴨神社・宮川石器館等のスタンプポイントをめぐり、解説を行っている。

しかし、平常時史跡公有地の一般見学者に対応する活用は行っていない。

(2) 本質的価値に関連する諸要素

鴨 神 社

市やボランティアガイドグループによる加茂遺跡の団体見学対応のコースに入れ、鴨神社の由来に関わる解説を行っている。

(3) 史跡に関わる施設・文化財

①宮川石器館

一般来館者への対応のほか、市やボランティアガイドグループによる加茂遺跡の団体見学対応のコースに入れ、遺跡発見の経緯等の解説を行っている。

②川西市文化財資料館

加茂遺跡を初めとして市内遺跡出土資料を展示・公開し、一般来館者へ対応するほか、加茂遺跡団体見学のコースに入れている。

小学校の見学対応については、展示室及び遺物整理作業の見学対応を行っている。しかし、一度に 100 名を超える生徒数には資料館の面積は狭く、見学対応に苦慮している。この他、小学生対象事業として子ども考古学教室や勾玉作り等の体験学習も行っている。

資料館には駐車場があり、遺跡来訪者も利用している。

③市南部の近隣遺跡・文化財

市及びボランティアガイドグループにより、加茂遺跡とともに勝福寺古墳・栄根寺廃寺等をめぐる市内南部遺跡・文化財散策コースを設定し、見学希望団体に対応している。

3. 整備の現状・課題

(1) 本質的価値を構成する諸要素

集落中心域

史跡指定地は未公有地も多く、公有化地は除草等を行い管理に努めているが、本格的な整備は未着手であり、解説看板の設置も一部しか行っていない。

(2) 史跡に関わる施設・文化財

川西市文化財資料館

現在、加茂遺跡を訪れる人々のガイダンス施設として機能しているものの、加茂遺跡に特化した施設とはなっていない。

4. 運営・体制整備の現状・課題

川西市教育委員会の文化財担当課（社会教育・文化財課）が、史跡の保存管理・活用・整備等の主体となっており、活用面で市民ボランティア団体、コミュニティ組織等と協働している。

(1) 川西市教育委員会社会教育・文化財課

史跡指定に関わる手続きや、公有化、発掘調査の実施等を担当しているが、今後の保存管理・活用・整備にあたっては、担当者が少なく体制も未整備である。

(2) 川西市文化財ボランティアガイドの会

市の文化財ボランティア養成講座修了者により平成17年に発足した。市内文化財散策ガイドを目的とした団体で、加茂遺跡に特化した団体ではないが、加茂遺跡見学のガイドの他、加茂遺跡スタンプラリーや川西市文化財資料館での体験事業等で市と協働している。

(3) 加茂小学校区コミュニティ推進協議会 加茂遺跡クラブ

平成27年度より、地元加茂小学校区コミュニティ組織内で発足。地元の文化遺産である加茂遺跡について知見を深め、将来に継承していくための事業活動を目的とする。今後地元住民への学習活動のほか、市の遺跡活用事業等との協働が期待される。

第V章 大綱・基本方針

1. 大綱

史跡加茂遺跡は、日本考古学上の学史的な価値、また「近畿地方を代表する弥生時代大規模集落跡」という本質的な価値を有している。現状では史跡指定地の範囲は限定的であり、すでに宅地化が進む地域であるが、今後に向けて史跡指定を受けることにより保存を進めるとともに、本史跡の価値や特徴に合致する有効な活用整備を図る。

2. 基本方針

本質的価値である環濠に囲まれた弥生時代中期大規模集落の中心域全体を対象として、既指定地と未指定地を合わせた今後の史跡保存計画区域を設定し、史跡の保存を図る。

(1) 保存管理

保存計画区域については、現況土地利用状況を分析し、これに合わせた保存管理計画を策定する。

(2) 活用

史跡のもつ本質的価値に合わせた史跡活用の指針を策定する。

(3) 整備

史跡のもつ本質的価値に合わせた整備の方針を策定する。

(4) 運営・体制

川西市を運営・管理の主体として体制の充実に努めつつ、地元住民団体や広く市民を対象としたボランティア活動団体との協働を図る。

第Ⅵ章 保存管理

1. 方向性

本史跡の本質的価値となる弥生時代中期集落中心域を保存計画区域として設定し、その中における既指定地の適切な保存管理を行うとともに、未指定地の追加指定を進める。とくに追加指定を受けて保存を図る区域については、現在の各土地利用状況をもとに対処する方策を定める。

また、現在史跡の文化財保護法第113条に基づく管理団体は未指定であるが、川西市が申請し管理団体の指定を受ける。

2. 方法

(1) 保存計画区域の設定(第16・17図・第10表)

環濠に囲まれた弥生時代中期集落中心域を保存計画区域とし、その区域は第16図のとおりとする。保存計画区域の面積は約9.4ヘクタールで、このうち既指定地は約3.15ヘクタール、今後追加指定を要する土地の面積は約6.25ヘクタールとなる。

保存計画区域内の現況土地利用状況は、第17図で表し、その土地利用区分及び面積は第10表のとおりである。

(2) 既指定地の保存管理(第11表)

既指定地約3.15ヘクタールの現況土地利用状況については、公有地(先行取得地を含む)、鴨神社、農地等に分かれるが、宅地は含まれていない。

これらの保存管理計画は、主に鴨神社と農地が対象となるが、第11表に表した。

(3) 追加指定を要する区域の保存管理(第12表)

① 現況土地利用状況における課題

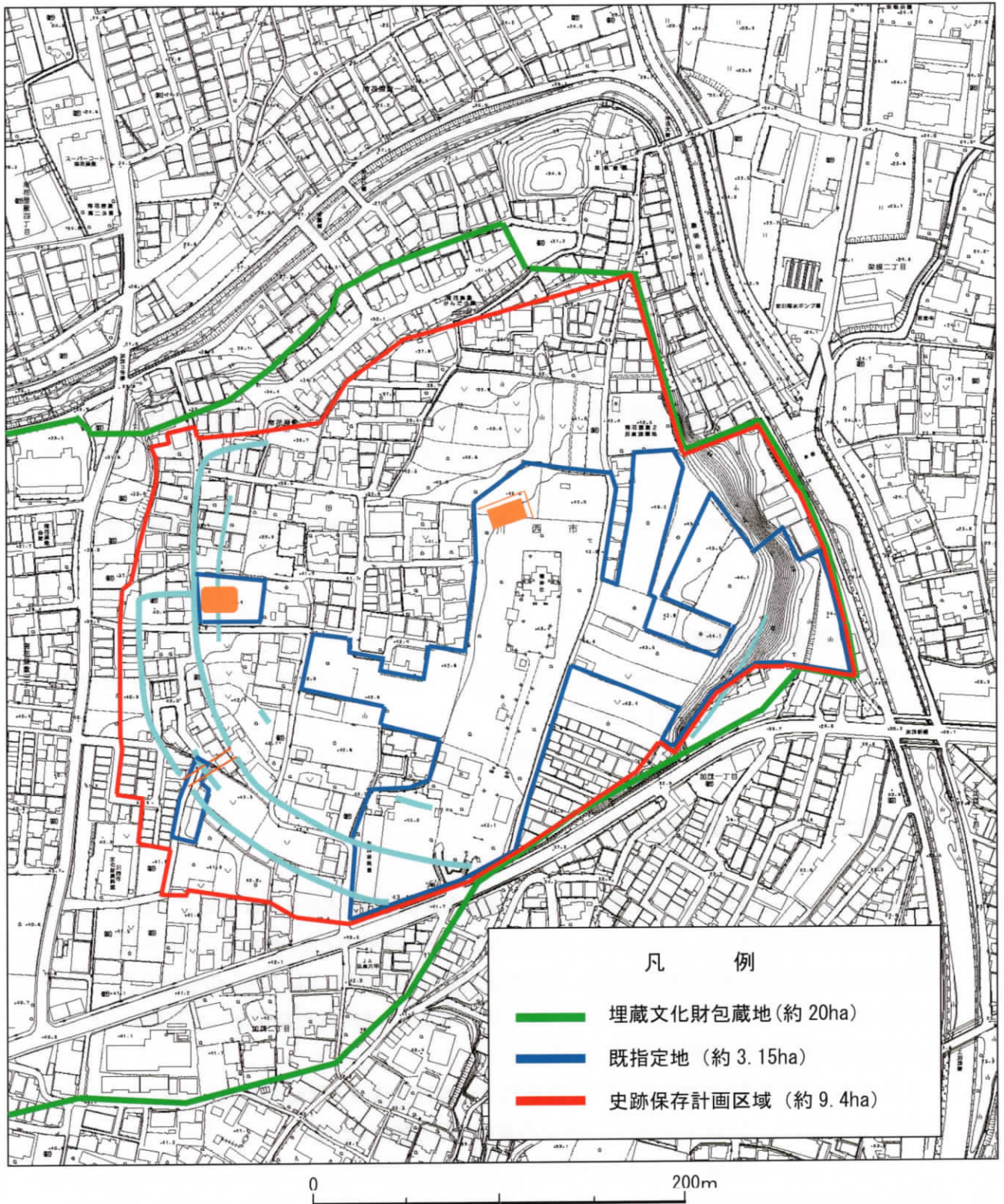
追加指定を要する区域の現況土地利用状況で最も大きな面積を占めるのは宅地で、追加指定を要する区域の約64%にあたり、北西部を中心に約3.8ヘクタールの広さとなっている。大多数は一戸建て住宅であるが総軒数は約220軒にも及び、追加指定を受けるにあたってはこれらの宅地化された土地や多数の住民への対応がまず課題となる。また、広い宅地を分割した分譲住宅への再開発の可能性のある宅地があることも留意すべき点である。

これに次ぐのは北部と西部のまとまった農地で、追加指定を要する区域の約29%にあたる約1.7ヘクタールの広さとなる。これらの農地は、宅地化の進行が最も懸念される。

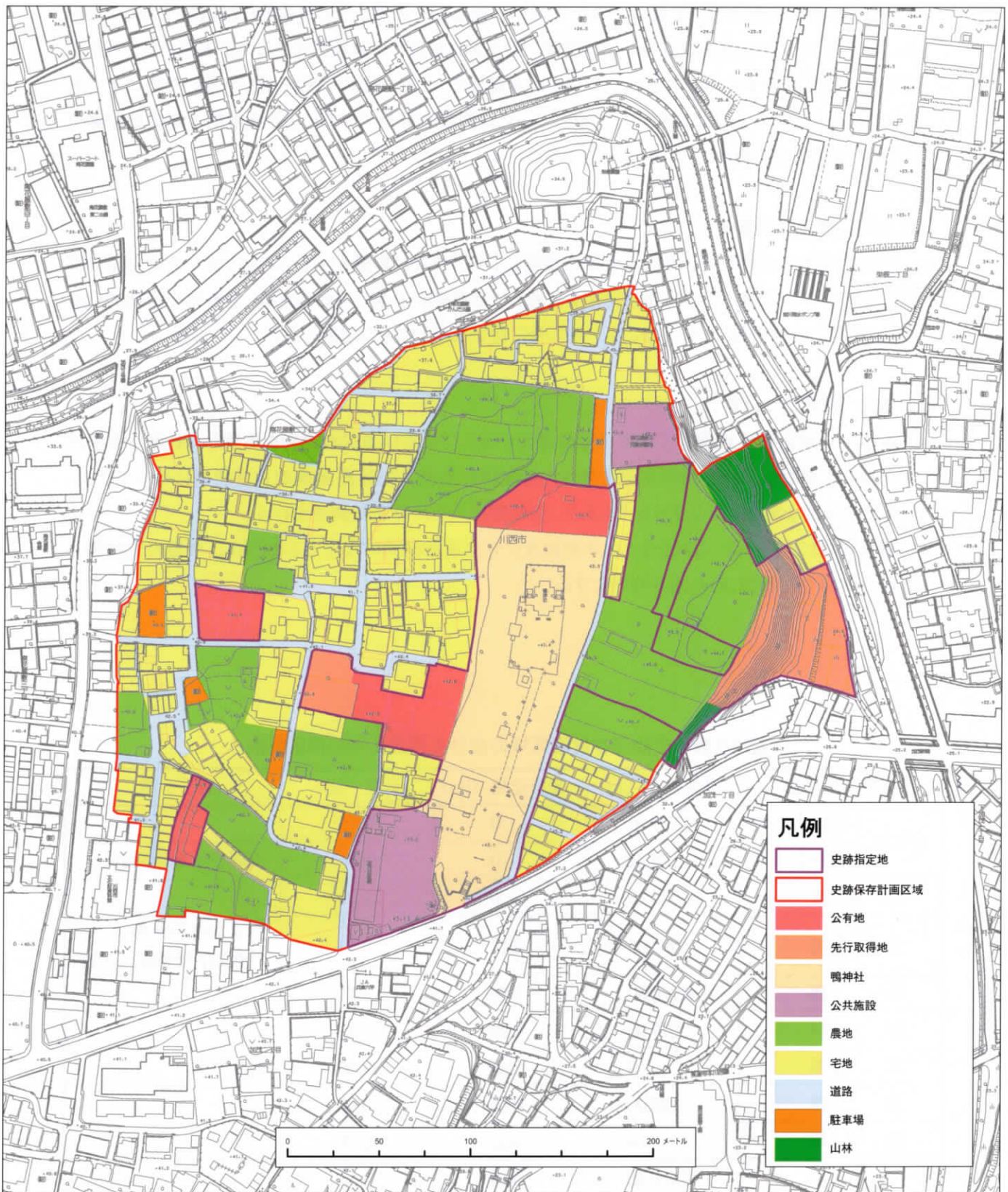
その他は、山林・駐車場・公園等で、約0.4ヘクタールの面積である。山林は、景観的に台地上に位置する本史跡の重要な要素であるが、東部でわずかしが残されていない。また、駐車場や民間からの借地による公園は、土地利用が流動的で、今後の開発が危惧される。

② 保存管理に向けての方針

上記により、保存計画区域の追加指定を受け保存を図ることや公有化は、土地所有者の協力・理解を得て実施する必要がある。



第 16 図 史跡保存計画区域設定図



第 17 図 史跡保存計画区域現況土地利用状況図

また、本市の財政状況や多数の土地所有者への対応面を考慮すると短期的には困難であることから、第12表のとおり土地利用区分により短期～中長期に分けての計画を立てるのが妥当と考えられる。短期的な対応を要するのは宅地化が危惧される農地で、これ以上の宅地を増やさないためにまず対応すべきことである。これに対して、宅地については面積や軒数の多さにより抜本的な対応は困難であり、中長期的な計画とするのが現実的である。

(4) 史跡指定地の公有化について

史跡指定地の公有化は、現状変更等の規制により所有者に影響が生じるため、また適切な保存管理を確実にするとともに今後公開・活用を目的とした整備が必要とされるため、公有化を積極的に進める。公有化の進め方については、各土地区分に従い第11・12表に記載した。

(5) 調査・研究について

集落中心域居住区東部等これまで発掘調査が進んでいない地区の調査を実施し、史跡の実態把握の精度を高める。また、方形区画を伴う大型建物や環濠入口通路遺構等重要遺構については、これまで部分的な調査にとどまるものもあり、全容把握のための発掘調査を行う。

調査成果については、これをもとに本史跡及び弥生集落研究に役立てるとともに、今後の史跡保存管理や活用・整備のための基本材料とする。

第 10 表 史跡保存計画区域における現況土地利用区分表

土地利用区分		既指定地 (㎡)	未指定地 (ha)	合計 (ha)	備 考
公有地	川西市有地	5,175.40	0	0.51	
	先行取得地	4,583.24	0	0.46	川西市土地開発公社
鴨 神 社		12,588.15	0	1.26	
公 共 施 設		2,094.66	0.12	0.33	市立加茂幼稚園 ・ 消防団格納庫・公園
農 地		6,720.00	1.66	2.33	
山 林		217.00	0.20	0.22	
宅 地		0	3.48	3.48	約 220 軒
道 路		128.00	0.66	0.67	
駐 車 場		0	0.13	0.14	
合 計		31,506.45	6.25	9.40	

第 11 表 既指定地の保存管理方針

区分	保存管理方針
公有地	<p>【方針】 公有化した史跡指定地として保存管理を行う。</p> <p>【現状変更】 解説板設置等の整備や用地管理のための構造物等設置以外の現状変更は行わない。また、これらの設置については現状変更申請をして発掘調査を実施して影響のないことを確認の上許可を得る。</p> <p>【その他】 今後の史跡の整備・活用に向けて備える。また、公社による先行取得地については、短期的に買い戻しを行い公有化を図る。</p>
鴨神社	<p>【方針】 『延喜式内社』として社殿・社叢林等現在の環境を維持していただく。</p> <p>【現状変更】 宗教法人としての維持のため、今後神社を構成する社殿・社務所・鳥居・灯笼等の増改築や祭礼に伴う日常的な仮設物設置等が予想されるが、現状の構造を大きく変更せず、発掘調査で地下遺構を破壊しないと判断された場合は、現状変更申請について鴨神社と協議・検討する。</p>
公共施設	<p>【方針】 鴨神社所有地において市が借地する市立加茂幼稚園については、今後「川西市子ども・子育て計画」に基づく移転計画があるが、移転後は史跡指定地の活用整備方針に合致した土地利用を図る方向で鴨神社と協議・検討する。</p> <p>同じく市が借地する消防団格納庫については、地域関係者と協議・検討する。</p> <p>道路及びそこに設置・敷設された電柱・水道管・下水道管・ガス管については、地下遺構を破壊しないことを前提として、現状変更を申請し許可を得る</p>
農地・山林	<p>【方針】 所有者には現状を維持し耕作等を続けていただく。</p> <p>【現状変更】 農地耕作に伴う仮設物の設置については、地下遺構に影響を与えないことを前提とし、現状変更を申請して許可を得る。</p> <p>【公有化】 土地所有者との協議を行い、公有化を図る。</p>

第12表 追加指定を要する区域の取り扱い方針

区分	取 り 扱 い 方 針
農地・山林等	*農地・山林のほか再開発の可能性のある宅地・駐車場・公園を含む。
	○追加指定に至るまで
	<p>【方針】</p> <p>宅地開発が進む可能性が高く、これ以上住宅を増やさなため、短期的に追加指定を受けるよう協議を進める。協議は、史跡の構成要素として価値の高い集落中心域居住区の東部や環濠入口通路遺構の地区より着手する。</p>
	<p>○追加指定後</p> <p>【方針】</p> <p>所有者には現状を維持し耕作等を続けていただく。</p> <p>【現状変更】</p> <p>農地耕作に伴う軽微な仮設物の設置については、地下遺構に影響を与えないことを前提とし、現状変更を申請して許可を得る。</p> <p>【公有化】</p> <p>土地所有者との協議を行い、公有化を図る。</p>
宅地	○追加指定に至るまで
	<p>【方針】</p> <p>軒数が多く短期的な対応が困難なため、現状を維持していただく。当面は埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いとし、文化財保護法に基づく届出・発掘調査等が必要であるが、遺構を損壊しないよう協力を求める。ただし、重要遺構が見つかった場合は、追加指定・公有化を積極的に働きかける。</p> <p>追加指定の協議は、中長期的に進める。協議は、史跡の構成要素として価値の高い環濠入口通路遺構の地区より着手する。</p>
	○追加指定後
	<p>【方針】</p> <p>所有者には現状を維持していただく。</p> <p>【現状変更】</p> <p>現状規模・構造を維持する増改築にとどまり、地下遺構に影響を与えないことを必要に応じて発掘調査で確認の上、現状変更を申請して許可を得る。</p> <p>【公有化】</p> <p>中長期的に土地所有者との協議を行い、公有化を図る。</p>
公共施設	<p>【方針】</p> <p>道路及び電柱・水道管・下水道管・ガス管については、当面は住宅地の中で必要なものであるため、追加指定及び公有化を進めるなかで検討する。</p>

第Ⅶ章 活 用

1. 方向性

史跡の本質的な価値となる弥生時代中期大規模集落について、史跡の公開・活用を行うとともに、広く学校教育、社会教育での活用や地域における有効な活用をめざし、ソフト面でのプログラムを検討する。

2. 方法

(1) 史跡の公開・活用 (第18図)

常時一般来場者に対応できるよう、下記のような見学やガイド方式、環境等を整備するとともに、史跡活用を活性化するための特定期間開催のイベント等を計画する。

- ① 川西市文化財資料館をガイダンス施設として、遺跡の概要や出土遺物の展示見学対応や、講座・体験学習等を開催する。
- ② 史跡内の主な遺構検出地点の周遊見学や地形を観察することにより、本史跡のもつ弥生集落の特徴や環境を体感してもらう。
- ③ 宮川石器館を見学し、本遺跡発見の歴史や考古学史を学んでもらう。
- ④ 多数の来場者を対象とした「スタンプラリー」、「遺跡まつり」等のイベントを開催する。
- ⑤ パンフレットの発行やホームページを利用した情報発信を積極的に進める。

(2) 本市及び近隣地域との文化財活用の体系化・連携 (第19・20図)

川西市における歴史・文化財の主要構成要素である「加茂遺跡と古代遺跡群」・「多田源氏と中世仏教文化」、「多田銀銅山と里山」の3本柱の一つと位置づけ、時代や種類の異なる多様な文化財との比較において本史跡やそれ以外の文化財の特徴や価値を浮かび上がらせる。また、近隣他市町との連携により下記のような活用を行う。

- ① 加茂遺跡を初めとした市南部古代遺跡群見学ルートとガイド方式の確立。
- ② 市内文化財の3本柱を中心とした見学ルートとガイド方式の確立。
- ③ 猪名川流域や阪神間の他市町と連携した見学ルートや講座・シンポジウム等の事業を展開する。

(3) 学校教育における活用

小中学校の歴史・郷土史学習の内容に合わせ、本史跡の集落状況や弥生時代の初期農耕文化・社会について学習できるよう下記のようなプログラムを提示することにより、学校における活用を図る必要がある。

- ① 川西市文化財資料館をガイダンス施設として、遺跡の概要や出土遺物の展示見学や、遺物整理作業の見学対応を行う。
- ② 史跡内の復元遺構の周遊見学を行うことにより、弥生集落について学習する。
- ③ 弥生土器作り、勾玉作り等の体験学習を行う。

(4) 社会教育施設における活用

下記のような市内外の社会教育諸施設との連携を行い、古代史・郷土史学習の場として活用する。

- ① 市内公民館等の主催する郷土史現地学習。公民館登録グループが主催する現地学習。
- ② 市外の博物館・資料館等各種団体の主催する古代史現地学習等。

(5) 大学・研究機関との連携

弥生集落や史跡保存活用分野の調査研究において、大学の専門学科や研究機関と連携することにより、行政と大学相互の質を高める。

(6) 文化財の枠以外の活用

将来的に本市を代表する広大な史跡公園の実現が予想されることから、下記のような活用を視野に入れる。

- ① 史跡見学に限らず、近隣市民の住環境に配慮した憩いの場としての活用を実現する。
- ② 本市のまちづくりや観光の核となるような活用を実現する。
- ③ 災害時の緊急避難場所としての活用。



加茂遺跡 弥生のムラ スタンプラリー

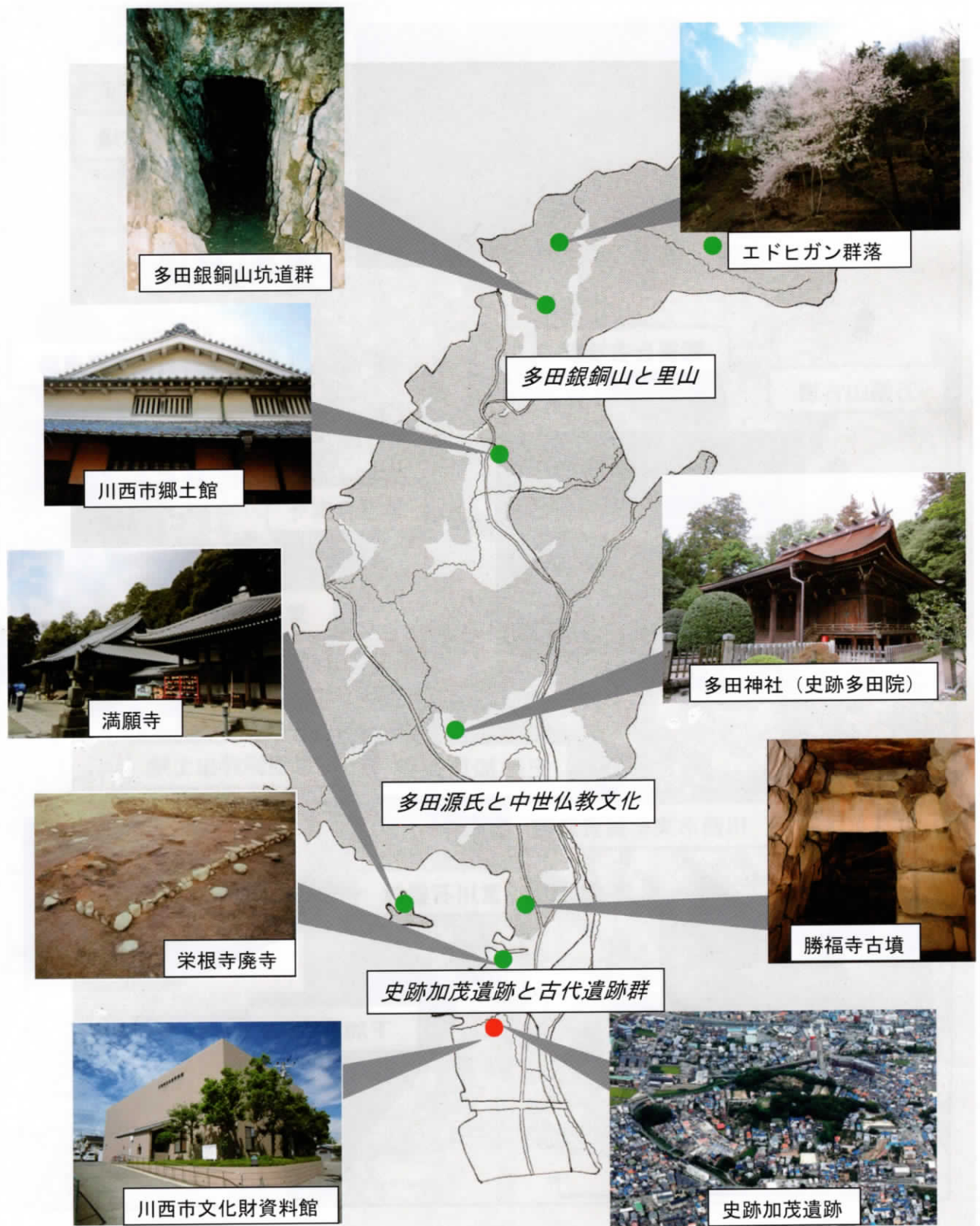


川西市文化財資料館子ども考古学教室

第 18 図 現在行っている活用事例



第 19 図 川西市南部古代遺跡群散策コース



第 20 図 川西市内の遺跡・文化財群